

あれこれ通信



Tel / Fax 0493-62-7997
http://space.tom-shibuya.com
e-mail shibuya97@s4.dion.ne.jp

渋谷とみ子の議会報告No.87

間違っています。ごみ焼却施設建設地の決め方！！



嵐 山町のごみは平成 33 年から吉見町大串地区まで運んで、焼却する予定でした。

が、平成 35 年以降になります。1年半から2年ほど、吉見町大串地区での埼玉中部資源循環組合(吉見町・東松山市・桶川市・川島町)ごみ焼却は延期されます。

吉 見町大串地区にごみ焼却施設をつくるのは、行政の不公平で、無理があります。

建 設予定地の吉見町は、30 年前の吉見町・鴻巣市・北本市の現焼却施設建設の時、地元が裁判をしました。

和解しました。今後、吉見町大串地区・飯島新田・川島町には焼却施設を建設しないです。和解を守るとこの地域には、焼却場は建設できません。

嵐 山町のごみを焼却している小川地区衛生組合焼却施設も、地元との協定で現在の場所に建設することはできません。

東 松山市のごみ焼却施設も地元との協定で改築することはできません、

桶 川市も、地元との協定で焼却施設を改築することはできません。現在の施設は平成 32 年までしか焼却しない協定です。

川 島町も、30 年前の現在の吉見町大串地区の焼却場建設の裁判の和解事項で、川島町には焼却施設建設はしません。

吉 見町を除く各市町村は、各市町村の地元との協定を守っています。

8 市町村(東松山市・桶川市・川島町・小川地区衛生組合構成町村)が地元との協定を守り、吉見町地元との裁判の和解を反故にして焼却施設建設を推進する市町村長と議員は、身勝手です。政治リーダーとして不適格です。

鴻 巣・北本(今、吉見町でごみ焼却しています。)は、和解どおり、新しいごみ焼却施設建設に加わっていません。

嵐山町がよければ、「吉見町だけは地元との和解を反故していい」はやめましょう。